

沼田市立小中学校等印刷機器更新賃貸借
公募型プロポーザル
実施要領

令和8年4月

沼田市

1 目的

この要領は、本市公立小中学校及び学校給食センターにおける印刷機器等の更新に際し、学校施設の統廃合を控えている状況を踏まえ、機器を有効に配置、活用するため、価格競争のみによらず、機器能力、費用対効果等の総合的観点から公募型プロポーザルにより、受注者を選考、決定することを目的とする。

2 件名

沼田市立小中学校等印刷機器更新賃貸借業務

3 事業概要

(1) 契約形態

高速カラー複合機等（以下「調達機器」という。）を賃貸借する賃貸借契約とする（沼田市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年沼田市条例第82号）第2条第1号に該当）。

本賃貸借契約は、カラー・モノクロの区別なく、保守点検・消耗品供給・修繕が金額に含まれ、あらかじめ設定された上限印刷枚数以内であれば、定額で使用できるサブスクリプション方式とする。

調達機器の仕様及び必須納入数量、各小中学校の年間見込み印刷枚数等の詳細については、別紙「沼田市立小中学校等印刷機器更新賃貸借仕様書」に記載する。

(2) 事業期間

- ① 調達期間 契約日から令和8年5月31日まで
- ② 賃貸借期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日まで

(3) 履行場所（調達機器使用場所）

- ① 沼田小学校 沼田市西倉内町746
- ② 沼田東小学校 沼田市東原新町1801-1
- ③ 沼田北小学校 沼田市高橋場町4898
- ④ 升形小学校 沼田市栄町141
- ⑤ 利南東小学校 沼田市上久屋町2135
- ⑥ 池田小学校 沼田市発知新田町533
- ⑦ 薄根小学校 沼田市善桂寺町32
- ⑧ 川田小学校 沼田市下川田町540
- ⑨ 白沢小学校 沼田市白沢町高平94-1
- ⑩ 利根小学校 沼田市利根町追貝93
- ⑪ 沼田中学校 沼田市東原新町1801-1
- ⑫ 沼田南中学校 沼田市戸鹿野町726
- ⑬ 沼田西中学校 沼田市薄根町3580

- ⑭ 沼田東中学校 沼田市横塚町 1 1 1 8
- ⑮ 池田中学校 沼田市発知新田町 5 3 3
- ⑯ 薄根中学校 沼田市善桂寺町 4 0
- ⑰ 白沢中学校 沼田市白沢町高平 7 5 - 1
- ⑱ 利根中学校 沼田市利根町追貝 3 3 4
- ⑲ 学校給食センター 沼田市利根町大原 1 5 1 2 - 1

※公募時点のものであり、統廃合により閉校予定の学校がある。(別紙仕様書参照)

4 審査・選定

提案は、「沼田市立小中学校等印刷機器更新賃貸借公募型プロポーザル審査要領」(以下「審査要領」という。)により審査を行い、総合的に最も評価点数が高い最優秀提案者 1 者と次に高い次点提案者 1 者を選定する。

5 提案上限金額

提案上限金額は、月額 900,000 円(消費税相当額を含めない)とする。なお、この限度額は契約時の価格を示すものではない。

6 実施スケジュール

本プロポーザルの主な日程は次のとおりとする。

- ① 令和 8 年 4 月 1 日(水) 公告・公募開始(本市ホームページにて公開)
- ② 令和 8 年 4 月 7 日(火) 質問書提出期限
- ③ 令和 8 年 4 月 10 日(金) 質問書最終回答日(本市ホームページにて公開)
- ④ 令和 8 年 4 月 13 日(月) 参加申込書提出期限
- ⑤ 令和 8 年 4 月 15 日(水) 参加申込結果の通知
- ⑥ 令和 8 年 4 月 20 日(月) 提案書提出期限
- ⑦ 令和 8 年 4 月下旬 デモンストレーション及びプレゼンテーション
- ⑧ 令和 8 年 4 月下旬 審査、審査結果通知、優先交渉事業者決定
- ⑨ 令和 8 年 6 月 1 日～ 賃貸借開始

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加申込みできる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成 9 年告示第 26 条)による指名停止期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立を行っていないこと。

る者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立を行っている者でないこと。

(4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(5) 本市の入札参加資格者として、以下の営業品目にて登録されていること。

・大分類：「リース・レンタル」

・小分類：「事務用機器（リース）」又は「情報機器（リース）」

(6) 法人事業税（地方法人特別税を含む）、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(7) 令和3年度から令和7年度の期間において、本件と同様のカラー複合機等賃貸借（カラー・モノクロの区別なく、保守点検・消耗品供給・修繕が金額に含まれ、あらかじめ設定された上限印刷枚数以内であれば、定額で使用できる内容）の実績を申込者又は協力事業者が有すること。なお、ここでいう「協力事業者」とは、参加申込者が提案する機器の製造事業者若しくはその関係者であって、導入後の機器運用において受注者を補佐し操作方法の説明、消耗品の補充、その他機器の保守等が適切に実施可能な者を指し、以降も同様とする。

(8) 群馬県内に本社又は支社若しくは営業所を有し（委託先事務所は除く）、業務管理部門が2名以上勤務していること。

8 質疑回答

本実施要領、仕様書等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第1号）を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年4月1日（水）午前9時から令和8年4月7日（火）午後5時まで

(2) 質疑事項提出先、提出方法

「16 担当窓口」に記載のあるメールアドレスに電子メールにより提出すること。その際、質問書提出に係る電子メールの件名は、「小中学校印刷機器更新プロポーザル質問（事業者名）」とすること。また、電子メールは「開封確認」を受信者に要求する設定で送信すること。（誤送信等により未着の場合には質疑回答を行わない）。なお、電話や口頭等、電子メール以外での質問は受け付けない。

(3) 最終回答日

令和8年4月10日（金）

(4) 回答方法

質疑に対する回答は、質問書を提出した者（以下「質問者」という。）に対し、電子メールにて回答し、併せてホームページ上においても公表する。ただし、質問者の競

争上の利益、地位を侵すおそれがあると判断した場合には、質問者のみに回答することがある。

9 参加申込

(1) 受付期間 令和8年4月13日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出先及び提出方法

「16 担当窓口」に記載のある窓口を持参又は郵送若しくは電子メールにより提出とする。

(3) 提出書類

① 参加申込書(様式第2号) 1部

② 会社概要が分かる資料(様式第3号 ※協力事業者の資料も提出すること) 1部

③ 「7 参加資格要件(7)」に掲げる各種税に係る納税証明書(写し可) 1部 ※書類到着日から90日以内に発行されたものであって、直近の年度のもの。かつ、滞納がない旨を証明する記載がされているもの。

④ 「7 参加資格要件(8)」に掲げる業務実績調書(様式第4号) 1部

(4) 注意事項

① 提出期限までに参加申込書の提出がない場合は、提案の意思がないものとみなす。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、「参加辞退届」(様式第7号)を提出すること。

③ 提出書類は返却しない。

④ 提出した書類の差し替えや再提出は、本市から指示があった場合を除き認めない。

⑤ 配達の遅延などの不都合により期限内に提出できなかった場合においても、提出期限の延長等の特別な措置は行わない。また、消印有効ではなく、期限内に書面が到着すること。

⑥ 「7 参加資格要件」に定める参加資格要件等に基づき、教育部教育総務課において参加申込書等の審査を行い、事業者宛参加資格審査の結果を令和8年4月10日(金)までに参加申込書を提出したすべての事業者に電子メールで通知する。なお、参加資格審査の審査内容及び結果は公表しない。また、審査結果に対する問い合わせ及び異議等については、一切応じない。

10 提案書

(1) 提出書類 次に掲げる書類を持参又は郵送により提出すること。

① 提案書提出届(様式第5号・提案書は任意様式)

② 見積書(様式第6号)

(2) 提案書の体裁

① 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

② 提案書は正本と副本をそれぞれ作成し、各表紙については、以下のとおりとするこ

と。

・ 正本

宛名「(宛先) 沼田市長」、表題「沼田市立小中学校等印刷機器更新賃貸借提案書」、提出年月日、提案者名(事業者名)及び担当窓口(担当部署、担当者、連絡先、電子メールアドレス)を記載すること。

・ 副本

表題「沼田市立小中学校等印刷機器更新賃貸借提案書」と提出年月日のみ記載し、提案者名(事業者名)及び担当窓口は記載しないこと。

③ 書式及び縦横は自由とするが、資料等を除き 20 頁以内とすること。

④ 可能な限り両面印刷にて作成すること。

⑤ 日本語で作成し、ページ番号を付すること。

⑥ 紙媒体で指定の部数を提出すること。

⑦ 紙媒体の印刷は、提案する機器で印刷すること。

その際、提案書を印刷するとき、後述するプレゼンテーションで印刷するとき、実際に設置校へ納品し使用開始するとき、のいずれも機器の初期設定値(印刷濃度を含む利用者にて変更できない設定事項)は同一とすること。

⑧ 提案書、見積書ともに、正本は提案事業者の社名等を記載すること。副本は社名等を表示しないようにすること。非表示の方法は、任意とする。

(3) 提案書の構成は、最初に基本項目として事業者概要、導入実績、納入機器の仕様及び構成の順に作成し、以降は別に示す「沼田市立小中学校等印刷機器更新賃貸借公募型プロポーザル審査要領 別紙 審査採点表」に沿った内容とすること。

(4) 見積書の見積額は月額賃貸借料とし、消費税相当額を含まない金額で記載すること。

(5) 提出物及び部数

① 提案書(紙媒体) 8部(正本1部、副本7部)

② 見積書(紙媒体)(様式任意) 8部(正本1部、副本7部)

(6) 受付期間 令和8年4月15日(水)午前9時から令和8年4月20日(月)午後5時まで(必着)

(7) 提出先 「16 担当窓口」に記載のとおり

(8) 提出書類の取扱い

① 提出された書類は返却しない。また、参加者に無断で本事業の選定以外の目的に使用しない。

② 提出された書類は、プロポーザル審査のために複製を作成することがある。また、市が必要と認めた場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

③ 提出した書類の差し替えや再提出は、本市から指示があった場合を除き認めない。

④ 提案者は、契約事業者となった際、提案書の内容を確実に履行すること。契約事業者の責により提案書の内容を履行できない場合は、発注者と協議し、同等の対応を行

うこと。なお、提案書の履行状況が悪質と認められる場合は、契約を解除して損害賠償の請求を行うことがある。

⑤ 提案書の提出は、1者につき1案とする。

(9) 情報公開

提出された書類は、「沼田市情報公開条例（平成10年沼田市条例第1号）」第2条第2項に規定する「行政情報」として取り扱うものとする。

(10) 法令等の遵守

提案に当たっては、事前に参加者の責任において関係法令等を確認すること。なお、契約後、業務実施時における法令適合のリスクは、事業者に属することとする。

(11) 失格事項 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出方法、提出場所、提出期限に適合しないもの。
- ② 記載すべき事項の全部が記載されていないもの。
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ④ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。
- ⑤ 参加資格を満たさないことが判明したとき。
- ⑥ 提案上限金額を超えるとき。
- ⑦ その他、提案書等の提出に際して不正な行為があったとき又はこの実施要領に定める手続によらなかったとき。
- ⑧ 事業者選定前までに、選定委員と本事業に関して接触を持ち、又は持とうとしたとき。

(12) 辞退の方法

参加書類を提出した後に辞退するときは、辞退届（様式第7号）を郵送又は持参により提出すること。

11 プレゼンテーションデモンストレーションに関する事項

機器のデモンストレーション含むプレゼンテーションを令和8年4月下旬に実施する。日時については、別途相談の上、決定することとする。

12 審査・選定方法及び審査結果

(1) 選定委員会

契約候補者の選定は、「沼田市立小中学校等印刷機器更新賃貸借公募型プロポーザル審査委員会」において行う。

(2) 審査・選定方法 審査要領に記載した手順で行う。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、決定後、速やかに各参加事業者へ電子メールにて通知する。なお、結果に対する問合せ、異議等については一切応じない。

13 審査結果の公表

本プロポーザルによる最優秀提案者決定における経過について、公平性及び透明性を高めると共に説明責任を果たすため、以下によりプロポーザルの実施に関する情報について公表するものとする。

なお、最優秀提案者は、優先的に契約をすることができる者であり、契約そのものを保証するものではない。

(1) 公表する情報の範囲

- ① 最優秀提案者名
- ② 参加事業者得点表（最優秀提案者以外の参加事業者名は非公表とする。）
- ③ 選定委員名簿
- ④ 最優秀提案者の提案（最優秀提案者の了承を得られない部分は非公開とする。）

(2) 公表の方法 本市ホームページにより行うものとする。

14 契約手続について

(1) 契約締結について

提案書による仕様の変更等を行う場合があるので、契約書、仕様書等について、最優秀提案者と別途協議する。ただし、契約金額は、「5 提案上限金額」記載の金額の範囲内とする。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、沼田市契約規則（平成17年沼田市規則 第53号）第29条第1項各号のいずれかに該当した場合には、その納付は免除する。なお、契約不履行の時は、免除した相当額を徴収する。

(3) 契約の締結に要する費用

受注者の負担とする。

15 その他

(1) 費用負担について

提案書等の作成及び提出並びに提案プレゼンテーション等に要する費用は、全て提案者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

(2) 参加の辞退について

プロポーザルの参加を辞退した場合は、審査結果通知前までに辞退した場合であっても、これを理由として今後不利益な取扱いをすることはしない。

16 担当窓口

住 所 〒378-8501 群馬県沼田市下之町888

部 署 名 沼田市教育委員会事務局 教育部教育総務課 総務係 担当 角田、雪

電話番号 0278-23-2111 (内線3302)

電子メール kyoui-syom@city.numata.lg.jp